解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月十九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十八日

三重県亀山市両尾町一九二五―一

清算法人平尾土地改良区

代表清算人　山崎　保和

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年六月十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十八日

兵庫県たつの市揖西町小神一〇四四番地の一

龍野市大道南農住組合

清算人　眞殿　利晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市春江町石塚第五二号一四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松浦千代野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

福井県福井市春山一丁目一番四〇号

相続財産管理人　中尾　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市臼田一四五番地一、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字追分一六〇七番地四愛泉会軽井沢治育園

被相続人　亡　勝俣　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

長野県小諸市田町二丁目七番一号メゾンラポート一〇一号

相続財産管理人　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市国府町流霞一三番地、最後の住所愛知県豊川市国府町社脇七九番地

被相続人　亡　内藤　せき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

愛知県豊川市中央通五丁目二一番地一ピュアビル二階桜並木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市新和歌浦一三八四番地、最後の住所和歌山県和歌山市築港一丁目一七番地の一

被相続人　亡　田中　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

和歌山県和歌山市五番丁八番地二

相続財産管理人　弁護士　廣谷　行敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市魚瀬町一一七八番地、最後の住所島根県出雲市上塩冶町一八三一番地三

被相続人　亡　村松　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

事務所島根県出雲市渡橋町四三五番地一

相続財産管理人　弁護士　福田　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字西豊井一五九八番地の二二、最後の住所山口県下松市大字西豊井一五九八番地二二

被相続人　亡　原口　寅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

山口県下松市大字末武中一二九三番地八

相続財産管理人　伊藤　剛

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年九月十八日

一　墳墓等所在地　東京都杉並区下高井戸三丁目四番七号

一　墳墓等の名称　覺藏寺墓地　毛塚家

一　死亡者の本籍及び氏名　東京都新宿区戸塚町三丁目四〇〇番地・毛塚　鍠吉、同・毛塚久美子　東京都新宿区高田馬場三丁目四〇〇番地・毛塚トミイ、同・毛塚　弘安

一　改葬を行おうとする者　東京都杉並区下高井戸三丁目四番七号　宗教法人覺藏寺　住職　岩渕　真永

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―五〇四九号

(三)　商号　株式会社旅太郎

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社旅太郎　東京都豊島区池袋二丁目五三番一三号　代表取締役　宍戸　明博

(五)　主たる営業所の所在地　東京都豊島区池袋二丁目五三番一三号

(六)　旅行業の登録年月日　平成十三年九月十一日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十四年八月三十一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は四百五十万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十四年九月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

第12期決算公告

平成24年6月30日　東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

三菱商事石油開発株式会社

代表取締役　小柳　健一

貸借対照表の要旨　（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	769,816	流動負債	395,594
固定資産	117,526	賞与引当金	115,000
		固定負債	127,133
		退職給付引当金	114,500
		役員退任慰労引当金	5,326
		負債合計	**522,727**
		株主資本	364,614
		資本金	100,000
		利益剰余金	264,614
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	239,614
		（うち当期純利益）	（84,387）
		純資産合計	**364,614**
資産合計	887,342	**負債・純資産合計**	887,342